

報酬額表

(相続手続き)

行政書士法第10条の2 第1項に基づく報酬額表

事件名	報酬額(税別)	報酬単位	備考
【基本料金・相談料金】			
相続手続き基本料金	¥ 20,000	1相続案件あたり	基本料金は下記を含みます。 ・被相続人の最後の住所地における除票および戸籍の取得 ・法定相続一覧図の作成
相続手続き相談	¥ 1,500	20分あたり	初回1時間の相談無料
【相続人調査】			
原戸籍・除籍謄本等収集	¥ 2,000	1通あたり	被相続人の最後の住所地以外での戸籍収集
戸籍謄本・抄本等収集	¥ 2,000	1通あたり	各相続人の戸籍収集
海外在住者サポート	¥ 12,000	1相続人あたり	在留証明、サイン証明での手続きサポート
海外在住者サポート(外国籍帰化)	¥ 24,000	1相続人あたり	居住証明、サイン証明、帰化証明等での手続きサポート
外国籍者サポート(日本在住)	¥ 18,000	1相続人あたり	宣誓供述書等での手続きをサポート
外国籍者サポート(海外在住)	¥ 30,000	1相続人あたり	宣誓供述書等での手続きをサポート
被相続人が外国籍の場合	応相談	-	事情に応じてお見積りいたします
【財産調査】			
不動産登記事項証明等収集	¥ 1,000	1通あたり	登記事項証明書等の実費別途
金融機関等残高証明取得	¥ 12,000	1手続きあたり	金融機関によっては支店ごとの手続きとなる場合があります
信用情報調査サポート	¥ 10,000	3機関すべて	開示手数料別途。本人申請による。
【協議書作成等】			
公証役場遺言調査	¥ 5,000	公証役場出頭1回あたり	謄本代別途
遺産分割協議書作成	¥ 60,000	原案作成～押印立会1回	松戸市隣接外は立会で別途日当加算(松戸市、葛飾区、三郷市、流山市、柏市、鎌ヶ谷市、市川市(14号線以北))
加算	¥ 30,000	再協議～押印立会1回	再協議が必要となった場合の加算(再度の立会が必要な場合)
加算	¥ 15,000	再協議～郵送押印	再協議が必要となった場合の加算(郵送で対応可能な場合)
遺産分割協議書 製本	¥ 1,000	1通あたり	-
相続分譲渡証明書	¥ 15,000	1相続人あたり	遺産分割協議の確定前に限る 譲渡通知書を含む
【名義変更・解約手続き】			
金融資産手続き	¥ 40,000	1手続きあたり	金融機関によっては支店ごとの手続きとなる場合があります
代償分割事務(基本料金)	¥ 10,000	1相続案件あたり (1000万円、3人まで)	流動資産一時預り、分配手続き、計算書作成
代償分割事務(加算料金)	¥ 5,000	1相続案件あたり (相続人3人超)	相続人3人を超えた1人ごとに加算
代償分割事務(加算料金)	¥ 5,000	1相続案件あたり (預り金100万円超)	100万円を超えるごとに加算
自動車名義変更	¥ 40,000	1台あたり	車検の有無、相続後の処分等により増減します
軽自動車名義変更	¥ 20,000	1台あたり	車庫証明が不要な場合は-10,000円 車検切れの場合は一時抹消とする場合があります
農地相続届	¥ 20,000	1届出手続き	相続開始から10ヶ月以内
山林森林相続届	¥ 20,000	1届出手続き	相続開始から90日以内
その他契約名義書換・解約手続	¥ 40,000	1契約あたり	借地権、貸付金、ゴルフ会員権等(簡易なものは1万～3万に減額)
【出張日当】			
出張日当(半日)	¥ 15,000	宿泊なし	交通費別途
出張日当(一日)	¥ 30,000	宿泊なし	交通費別途
出張日当(前後泊加算)	¥ 20,000	前泊、後泊それぞれに加算	交通費別途・宿泊実費含む

その他の事項

- 上記報酬額表に示す報酬額は税別の金額です。
- 金額は当事務所の報酬額です。印紙代、戸籍謄本等の取得実費は上記報酬額に含まれず、別途加算されます。
- 財産調査で支店ごとに手続きが必要な場合は、各支店を1金融機関と数えます。
- 交通費、宿泊費等の実費は別途加算されます。

平成31年4月1日



千葉県行政書士会

千葉県行政書士会 会長

行政書士 本宮 雅之

- 金額は当事務所の報酬額です。業務で発生する交通費・送料等の実費は別途ご請求いたします。
- 不動産の名義変更並びに税務申告を行う場合は、当事務所のパートナー司法書士または税理士に委託します。その場合、別途費用がかかります。